

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐一

事務所 水戸市宮町2-3-102
 〒310-0015 梅善ビル2・3階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

今までいかに何も見ていなかったかを思い知らざることがあります。

「茨城には大したものはない」という地元の人々の会話を耳にして、茨城の魅力をみんなで共有し、他県の人に伝える活動を始めた関与先の経営者がいます。

阿字ヶ浦の一軒家を借りてのアウトドア教室、無人駅を集合場所に火を起こし焚き火をする講習、つくば霞ヶ浦りんりんロードの満開の桜のトンネル。参加した人は「茨城がこんなに近くて、楽しい場所だとは知らないかった」と言います。

人のつながりは大きな力を秘めています。

私の書棚より

○われわれは自分自身を自力でつくりあげるのだし、自分のことは自分でできるという考え方が強くなればなるほど、感謝の気持ちや謙虚さを身につけるのはますます難しくなる。

○社会的に上昇する能力は、貧困という動機よりも、教育や医療に加え、仕事の世界で成功するための素養を与えてくれるその他の資源が利用できるかどうかにかかっているようだ。

「実力も運のうち」
マイケル・サンデル著 早川書房

税務アンテナ

□グループ法人税制とは、直接及び間接的に100%資本関係がある完全支配法人グループを一体の法人とみなして、課税が行われる制度をいいます。

対象となる取引は、完全支配法人グループ間での資金、資産の移動で、譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上の棚卸資産を除く固定資産、土地、有価証券等の譲渡損益の繰延や受取配当等の益金不算入があります。

又、完全支配関係にある法人間において、寄附金の支出をした法人では損金不算入になると同時に、受け取った法人における受贈益についても、益金不算入となります。

ただし、寄附金の取扱いについては、個人による完全支配関係がある法人間においては適用されません。

□代表取締役が分掌変更等により勇退し、平取締役として勤務している場合には、その後の報酬が従前より、おおむね50%以上減少して、経営に従事していないと認められれば、実質的に退職したものとして取り扱われます。

又、退職金の損金算入時期は、株主総会の決議の時か実際に支給された時のいずれかによることができますが、資金繰りの関係で退職金が一括で支払われず、分割で支払われる場合でも、短期間であれば認められます。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽に問い合わせ下さい。

9月の税務スケジュール

10日	○8月分の源泉所得税の納付
30日	○7月決算法人の確定申告 ○1月決算法人の中間申告 (予定申告) ○10月、3年1月、4月決算法人の消費税中間申告
30日	○9月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『やり抜けば人も会社も成長する』 by 新浪剛史

